

川崎市自動車運送事業会計における一般会計からの繰入金に関する要綱

(趣旨)

第1条 市バスは、地方公営企業として企業の経済性を発揮し、独立採算による経営を行うことを基本原則としているが、一方では、公共施設に接続する路線の維持や福祉・環境対策などの行政施策への協力・連携等の役割を果たしている。

この要綱は、他の要綱等に定めのあるものを除き、市バスが公営バス事業としての意義・役割を果たすために繰り入れる一般会計からの繰入金（以下、「一般会計繰入金」という。）について、市と市バスの経費負担に基づく区分を行い、その繰入根拠を明確化することを目的とする。

(繰入金の区分)

第2条 一般会計繰入金は、次の区分によるものとし、各号に定めるところによって算定する。

(1) 繰出基準に基づく繰入金

地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するために地方財政計画に計上されている公営企業繰出金の趣旨を踏まえ、年度ごとに総務省から発出される「地方公営企業繰出金について」（以下、「繰出基準」という。）に掲げられた各経費について、繰出基準に基づいて算定する。

(2) 経費負担区分に基づく繰入金

前号に定めるもの以外の繰入金で、市バスが、公共施設に接続するために分岐・延伸している路線や民営バス事業者の参入が見込めない地域における市民生活に不可欠な路線を運行することによって、市バス事業に生ずる経費相当分について、市バスに対する一般会計の公共負担という位置づけにより、第3条に定める対象路線及び第4条に定める算定基準に基づいて算定する。

(公共負担の対象路線)

第3条 前条第2号に規定する経費負担区分に基づく繰入金の対象路線は、公共施設接続路線及び行政路線とし、それぞれの路線の定義は、次のとおりとする。

(1) 公共施設接続路線

市の施設のうち、その立地条件や接続状況を踏まえ、市バスが当該施設への接続を主に担っている公共施設に接続するために、分岐・延伸している系統を含む路線で、別表1に定めるもの。なお、当該路線のうち、一部の系統のみが公共施設に接続している場合においては、当該系統のみを公共負担の対象とする。

(2) 行政路線

多くの需要が見込めない地域の交通手段を確保するために運行している次のア又はイに掲げる系統を含む路線で、別表2に定めるもの。なお、当該路線のうち、一部の系統のみが別表2に掲げる対象区間を運行する場合においては、当該系統のみ

を公共負担の対象とする。

ア 駅と駅をつないでいる路線又は川崎駅から臨海部へ放射状に運行している路線と相当程度重複し、途中から分岐・延伸している系統

イ JR南武線から概ね1キロメートル程度の位置を並行している系統

(公共負担の算定基準)

第4条 前条に規定する対象路線の公共負担は、令和6年度の経常収益（経費負担区分に基づく繰入金に係る収入を除く。）及び経常費用に基づき、その運行を維持するために必要な経費相当分を、対象路線又は対象系統ごとに算定する。

(公共負担の受入れ)

第5条 前条で算定した経費相当分について、自動車運送事業会計は、公共施設接続路線の運行に係る分を公共施設接続路線負担金として、行政路線の運行に係る分を行政路線補助金として、一般会計から繰入れを受ける。

(適用期間)

第6条 この要綱は、令和8年度から令和11年度までの4か年における一般会計繰入金に適用する。

(事情変更等による協議)

第7条 法令、制度の改正その他市バスの経営に大きな影響を及ぼす恐れのある事情変更等があった場合は、前条の規定にかかわらず、関係局間で改めて協議する。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、関係局が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(川崎市自動車運送事業一般会計繰入金要綱の廃止)

2 川崎市自動車運送事業一般会計繰入金要綱（平成18年3月30日川交経企第122号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

公共施設名	路線名
かわさき南部斎苑	渡田線、水江町線
川崎市立井田病院	新城線、馬絹線
中央療育センター	新城線
宮前区役所	馬絹線
川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム	藤子・F・不二雄ミュージアム線

別表2

区分	路線名	対象区間
ア	東扇島循環線	J E R A川崎火力発電所前～川崎マリエン前・ダイワコーポレーション前、J E R A川崎火力発電所前～東扇島西公園前
	渡田線	J F E前～四谷下町、小田栄～大島四丁目
	扇町線	東大島郵便局前～大島四ツ角
	等々力線	市営等々力グラウンド入口～黄金塚～西下橋
	宮内線	市営等々力グラウンド入口～蔵前～中原駅前
	蟹ヶ谷線	下新城～蟹ヶ谷
	久末団地線	能満寺～高田町
イ	神明町線	上平間～中丸子～小杉駅前
	等々力線	小杉駅前～新城駅前～溝口駅前
	久地線	溝口駅前～向丘遊園駅南口
	西菅線	登戸駅・向丘遊園駅南口～城下、城下～菅四丁目
	カリタス線	新船島橋～登戸第1公園前～カリタス学園・中野島多摩川住宅